

2009年10月14日

文部科学大臣

川端 達夫 様

日本教職員組合

中央執行委員長 中村 譲

教育条件整備、教育格差是正のための教育予算拡充を求める要請書

日々、教育の発展のためご努力されていることに深く敬意を表します。

近年、義務教育費国庫負担金・地方交付税の削減と厳しい地方財政の影響から、少人数教育の推進、学校施設、教材費、図書費、学校・通学路の安全対策など教育条件の自治体間格差が広がってきています。さらに、現在の深刻な社会経済の中で、貧困と格差は世代間に引き継がれている状況があり、子どもたちの教育にも深刻な影響が現れてきています。

自治体の財政力や家庭の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差が生じることはあってはなりません。

GDP 比に占める教育費の割合は、日本は OECD 諸国の中で低位となっており、学級規模・教職員数など日本の教育条件は国際水準に達していません。教育は「未来への先行投資」であり、財源確保は国の責務です。

民主党は、「学校教育力の向上3法案」を国会に提出した際に、「教育改革で一番重要なことは、教職員が十分な時間と情熱を持って子どもにかかわることである」、「すべての子どもの学習権保障を教育政策の根本に据える」、「苦しいときこそ将来を見据えて教育に投資するという、本来の意味での米百俵政策を今こそ実現すべきである」等との主張をされました。この考え方に、学校現場の子ども・保護者・教職員は大変勇気づけられました。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。つきましては、次の事項の実現むけて最大限のご努力をいただきますよう要請いたします。

記

1. 学習指導要領への対応と超勤 34 時間の解消に向け、定数改善を行うこと。また、少人数学級を中心とする大幅な定数改善である義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画の実施に向けて、早急に検討を開始すること。
2. 人材確保法の趣旨と教員の厳しい勤務実態をふまえ、教員賃金の 2.76%削減を凍結すること。

3. 民主党マニフェストに記載されている「教員の質と数を充実させる」施策の実現のためにも、定数改善の障害となっている、また、人材確保法に基づく教員給与の優遇措置の縮減を打ち出している「骨太方針 2006」の教育部分を廃止すること。なお、政府で新しい行政改革の検討を行う場合には、教育については、教育の機会均等・水準確保という視点をふまえ、「合理化ありき」での改革をすすめないこと。
4. 政府の地方分権改革推進委員会で見直しの課題とされている標準定数法と義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等と全国的な教育水準の確保のために必要不可欠なものであることから堅持するとともに、国庫負担制度については2分の1に復元すること。また、同様に地方分権改革推進委員会で見直しの課題とされている、へき地教育振興法に基づくへき地手当に係る基準についても、教育の機会均等確保の観点から堅持すること。
5. 恒常的な超過勤務を縮減し、職員のワーク・ライフ・バランスを確保することを目的とした労働基準法の改正（月 60 時間を超える時間外勤務の手当割増率の引き上げと代替休暇の付与が可能）がされたが、教員にも、一般公務員との権衡をはかる措置（給与措置や代替休暇付与）を行うこと。
6. 教員免許制度については、教員の専門性向上につながる養成・採用・研修一体とした抜本的改革を行うこと。また、それに伴い、教員免許更新制については、早期に廃止すること。
7. 学力・学習状況調査については、悉皆調査を廃止するとともに、他の各種学力調査との整理をふまえて、調査の在り方を見直すこと。
8. 後期中等教育を受ける権利を希望するすべての子どもに保障するため、高校教育の実質無償化と私立高校の授業料助成にとりくむこと。なお、支給方法については、無駄撲滅の観点から事務経費の軽減をはかるため、学校設置者への給付方式をとること。
9. 中学校夜間学級への適用を含め就学援助制度の拡充を行うこと。あわせて、格差是正という観点から、収入が一定水準以下の世帯の生徒を対象に、高校修学に必要な不可欠な費用の負担軽減のための給付型奨学金についても、措置すること。
10. 6年にわたって削減されてきた国立大学等運営費交付金の増額ならびに同附属病院運営費交付金の回復を行うこと。
11. 国立大学の授業料の引き下げと給付型の奨学金について予算措置を行うこと。
12. 私立学校の保護者負担軽減と教育条件整備のため、私学助成を拡充すること。